

(様式 2)
 処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	1 - 4
法令名	森林組合法	根拠条項	113 - 3		
不利益処分	信託規程、共済規程等の承認の取消し				
<p>森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号)</p> <p>(根拠規定)</p> <p>第 113 条第 3 項</p> <p>行政庁は、組合が信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、森林組合法第 113 条第 1 項 (法令等の違反による措置命令) の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程の承認を取り消すことができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知)</p> <p>2 不利益処分 (処分の基準)</p> <p>(4) 法第 113 条第 3 項の規定による信託規程等の取消しを行うに当たっては、組合員等の利益を保護する観点から、同項の「特に重要な事項に違反」するか否かを判断するものとする。</p> <p>(その他)</p>					